

# 土地家屋調査士専門職能継続学習の情報公開に関する規則

## （目的）

第 1 条 この規則は、熊本県土地家屋調査士会の情報公開に関する規則及び土地家屋調査士会会則（以下「会則」という。）第 111 条第 2 項の規定に基づき、熊本県土地家屋調査士会（以下「本会」という。）が公開する専門職能継続学習（以下「CPD」という。）の情報についての範囲およびその方法について必要な事項を定めることを目的とする。

## （公開する情報）

第 2 条 本会は、本会会員（以下「会員」という。）の学習履歴を年度ごとに 5 年度分公開することができる。

2 本会は、会員の同意を得た者について公開する。

3 本会は、学習履歴として、次に掲げるものを公開する。

(1) 会員名及び登録番号

(2) 年度ごとの CPD ポイント

(3) その他本会が相当と認めた事項

## （公開の方法）

第 3 条 学習履歴の公開は、本会が運営するインターネット上のホームページに掲載して行うことができる。

## （情報公開の期間）

第 4 条 本会は、第 2 条の情報を常時公開するものとし、公開事項に変更があったときは、遅滞なくこれを更新する。

## （情報公開の中止等）

第 5 条 本会は、公開することが不相当であると認める場合には、これを公開せず、又は公開を中止することができる。

## （理事会への委任）

第 6 条 この規則に定めのない情報の公開に関する事項については、理事会で定める。

## （規則の改廃）

第 7 条 この規則の改廃は、理事会の決議による。

## 附 則

### （施行期日）

1 この規則は、平成22年7月17日から施行する。